

「スライド特約条項」に係る特記仕様書

本契約は、スライド特約条項（以下「スライド条項」という。）を適用する契約である。

1 本契約におけるスライド条項の適用範囲

- (1) 直接業務費
- (2) 直接経費の率計上分
- (3) 物品調達費・技術経費・間接業務費の率計上分
- (4) 諸経費（諸経費率は変更無し）
- (5) 補修業務費の率計上分

※ 委託業務費はスライド条項の適用対象外

2 本契約における契約変更前の本市積算時の適用労務単価等

国土交通省が公表する「公共工事設計労務単価」（北海道）のうち、電工単価及び公益社団法人日本下水道協会が発行する「下水道施設維持管理積算要領（処理場・ポンプ場施設編）2020年版」に基づき補正した職種別労務単価をいう。

職種	労務単価（円/人）	運転操作監視用（割増） 労務単価（円/人）
業務総括責任者	37,800	39,600
副総括	33,400	35,000
主任	29,100	30,500
技術員	26,100	27,400
技能員	21,800	22,800
その他	17,400	18,200

スライド条項に基づき2回目以降の変更を行う場合は、本市が直前のスライド条項に基づき契約金額の変更を行った際に示す適用労務単価とする。

3 スライド条項に基づく契約金額の算出方法

次の(1)～(3)に示す金額は、消費税及び地方消費税額を控除した金額とする。

- (1) 変更金額（以下「スライド額」という。）

本市積算による算出とし、積算体系及び積算基準は、当初積算時のものとする。

基準日以降の残委託業務量に対し、基準日時点の労務単価を用いて改めて算出した本市の積算金額に契約当初の落札率（小数点第7位切上げ）を乗じて得た金額（1円未満の端数切捨て）から、契約変更前の契約金額を控除した金額について、契約変更前の契約金額

の1/100（1円未満の端数切捨て）を超える金額を、スライド額とする。

なお、スライド額は労務単価の変動に伴う直接業務費、率計上分（直接経費、物品調達費、技術経費、間接業務費及び補修業務費に係るもの）並びに諸経費に係る積算額であって、委託業務費の変更は行わない。

また、本契約締結時点における設計書に定められた諸経費率を採用するものとする。

ただし、設計変更後にスライド額を算定する場合は、当該設計変更後の諸経費率を採用するものとする。

(2) スライド額の算出式

$$S = X^2 - X^1 - (X^1 \times 1/100)$$

（ただし、 $X^2 - X^1 > (X^1 \times 1/100)$ の場合に限る。）

S : 基準日以降の残履行期間全体の変更総額（税抜総額スライド額）

X^1 : 基準日以降の残履行期間に係る変更前契約金額（未履行分の税抜金額）

X^2 : 基準日時点の労務単価にて算出した X^1 に相当する金額

（ $X^2 = \alpha \times \beta$ （ α : 落札率、 β : 札幌市積算額）

(3) 変更後の契約金額

変更前の契約金額に上記の方法にて算出したスライド額を加算した金額

4 契約変更

上記3(3)により算出した変更後の契約金額に、消費税及び地方消費税相当額を加算した額（1円未満の端数切捨て）を新たな契約金額とし、契約変更を行う。

ただし、変更後の契約金額は、当該業務における予算の範囲内を上限とする。